

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本県では、1995年に制定した「千葉県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「千葉県環境基本計画」を1996年に策定しました。

2008年には、地球温暖化防止や生物多様性※保全など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、その中で、県民、市民活動団体※、事業者、行政機関等の具体的な行動と相互の連携・協働が一層求められるようになるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、2018年度までを計画期間とする第二次「千葉県環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

さらに、東日本大震災に起因する新たな環境問題などに対応するため、2015年に第二次計画を一部見直しました。

これまでの取組により、大気環境や水環境に一定の改善が図られたほか、廃棄物の不法投棄が大幅に減少するなど、成果が見られました。

しかしながら、本県を取り巻く状況を見ると、環境基準※未達成の光化学オキシダントへの対応、微小粒子状物質（PM_{2.5}）※による大気汚染の顕在化、閉鎖性水域※の水質改善、外来生物、特定の鳥獣の著しい増加による農作物被害や生態系※への影響、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス※の排出量削減など、引き続き解決に向けて取り組んでいかなければならない課題が山積しています。

一方、国際情勢に目を転じると、2015年にSDGs（持続可能な開発目標）※を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定※」など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。

国が2018年4月に策定した第五次環境基本計画では、これらの国際情勢に的確に対応するため、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとして、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。

そこで、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、第三次となる「千葉県環境基本計画」を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、千葉県環境基本条例第9条に基づき策定する、環境分野における基本となる計画で、環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。

県の施策はもとより、県民、事業者、行政などの各主体が環境への負荷の低減を進めていくために求められる役割・行動指針を示し、共通認識の下、あらゆる主体が力を合わせて、本計画に掲げる「目指す将来の姿」を実現していくための指針となるものです。

千葉県環境基本条例第10条により、県は、施策に関する計画の策定や施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならないこととしていることから、本計画を指針として県等が実施する施策や事業に環境の視点が一層組み込まれることを促すとともに、県の施策の有機的な連携を図り、総合的に環境の保全に関する施策を推進します。

第3節 計画期間

2019年度を初年度とし、2028年度を目標年次とする10カ年計画とします。

環境に関する新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

第4節 計画の構成

第1章では、「計画策定の趣旨」や「計画の位置付け」など、計画の基本的事項を示します。

第2章では、「環境問題等に対する基本認識」を示した上で、「目指す将来の姿」とその実現に向け、5つの「基本目標」を示します。

第3章では、「施策展開の基本的な考え方」、「分野を横断するテーマ」で、4つの分野横断的なテーマを設定し、第4章で示す6つの政策分野の全てにおいて、このテーマを踏まえて分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すことを示します。

第4章では、5つの基本目標の達成に向けて、6つの政策分野と23の施策項目を設定し、それぞれに「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「計画の進捗を表す指標」を示します。

第5章では、「計画の推進体制」「各主体に求められる役割」「計画の進行管理」を示します。

図 1 - 1 第三次千葉県環境基本計画の概要図

